

セーフティネット保証5号利用先に対する モニタリング制度の運用を開始します

先般発生しました東日本大震災は、全国的に経済的な影響をもたらすことが懸念され、経営の安定に支障が生じているセーフティネット保証5号の融資先の中小企業者に対しては、資金繰り支援のみならず、重点的な期中支援を行っていくことが求められています。このため、セーフティネット保証5号をお取り扱いの金融機関の皆さまに、**業況報告書**の提出をお願いすることとなりました。

◇ 対象先

セーフティネット保証5号の利用者
平成23年6月1日以降の保証申し込み分から適用
但し、保証金額が1,250万円以下、保証期間1年以内は対象外

◇ モニタリング期間および報告期間

○平成23年9月30日までの融資実行分
モニタリング実施期間 平成23年10月1日～平成24年3月31日
報告書提出期間 平成24年4月1日～5月31日

○平成24年3月31日までの融資実行分
モニタリング実施期間 平成24年4月1日～9月30日
報告書提出期間 平成24年10月1日～11月30日

*以後、6か月毎に対象案件が完済するまで報告が必要です。

*モニタリングの対象先については、事前（6か月前）に当協会よりリストアップして金融機関へお知らせします。



大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号

【お問い合わせ先】 保証部 保証一課 097-532-8246
保証二課 097-532-8247

経営支援課 097-532-8295
保証事務課 097-532-8265